

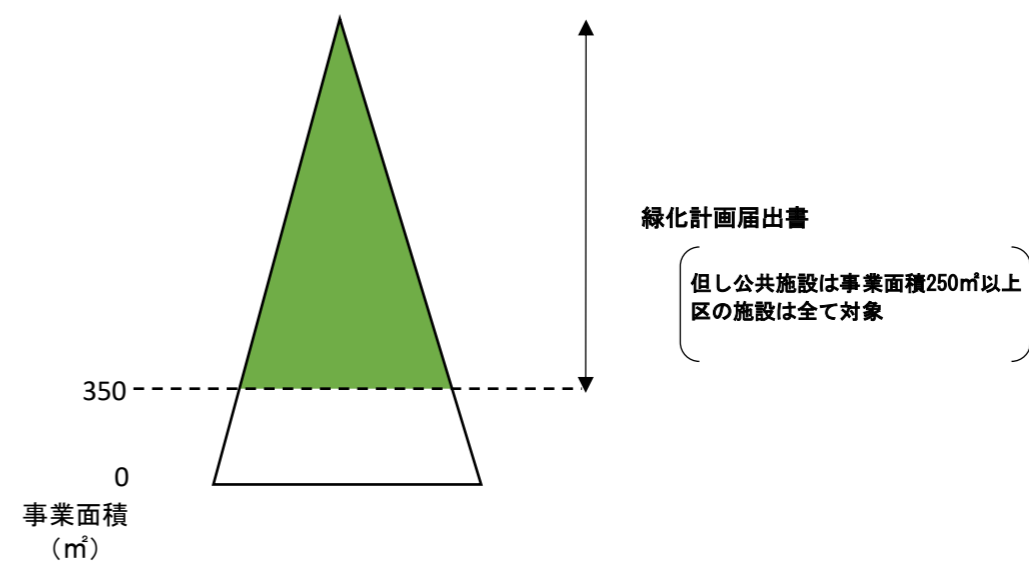
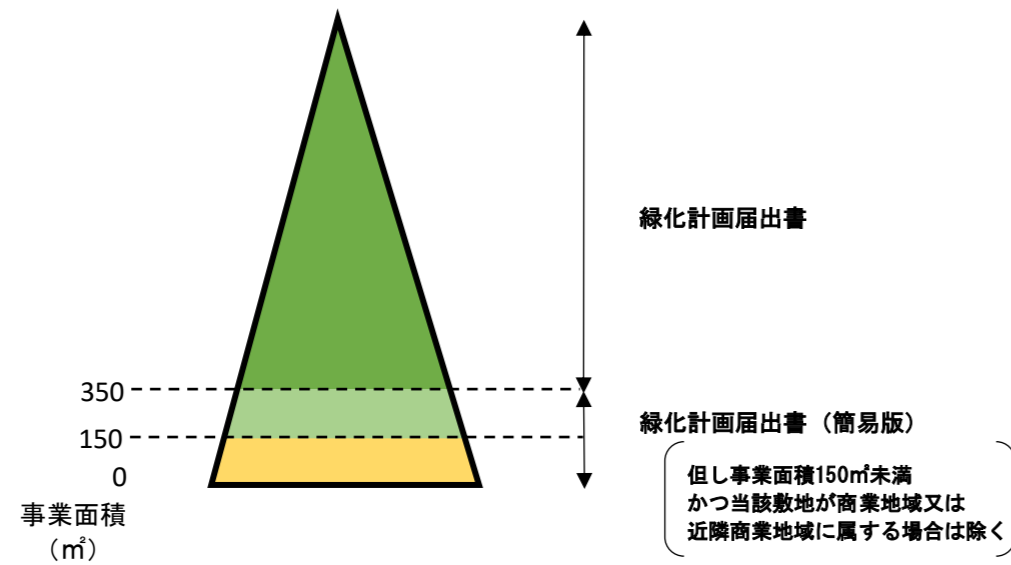
#### 4 改正素案の概要

(1) 条例第13条の3第1項ただし書に規定する規則で定めるもの（緑化計画の届出から除外するもの）

改正後	改正前
① 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可を受けて行う開発行為 ② 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可を受けて行う宅地造成 ③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認を受けて行う建築物の建築又は第18条第2項の通知により行う建築物の建築（建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項または第18項第2項） のいずれかに該当する行為を行う土地が、 <b>条例第13条第3項又は条例第13条の2に規定する施設の用に供する土地で、当該土地の面積が150平方メートル未満の場合であって、かつ、当該土地が都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条で定める用途地域において商業地域若しくは近隣商業地域に属する場合</b>	① 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可を受けて行う開発行為 ② 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可を受けて行う宅地造成 ③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認を受けて行う建築物の建築又は第18条第2項の通知により行う建築物の建築（建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項または第18項第2項） のいずれかに該当する行為を行う土地が、 <b>条例第13条第3項に規定する施設の用に供する土地でその面積が250平方メートル未満である場合又は条例第13条の2に規定する施設の用に供する土地でその面積が350平方メートル未満である場合</b>

#### 改正のポイント

(1) 緑化を推進していくため届出の対象を拡大します



(2) 地上部必要緑化面積算出式について

改正後	改正前																																																															
<p>事業面積 350 m<sup>2</sup>以上</p> <p>地上部緑化対象面積×(1-建蔽率<sup>*1</sup>)×地上部緑化率</p> <p>※1 緩和措置（角地緩和、防火地域の耐火建築物等）を受けている場合は緩和後の率とする (建蔽率が100%になる場合は90%に置き換えて計算)</p> <p>地上部緑化率</p> <table border="1"> <tr> <td>事業面積</td> <td>700 m<sup>2</sup>未満</td> <td>700 m<sup>2</sup>以上 850 m<sup>2</sup>未満</td> <td>850 m<sup>2</sup>以上 1000 m<sup>2</sup>未満</td> <td>1000 m<sup>2</sup>以上 5000 m<sup>2</sup>未満</td> <td>5000 m<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>緑化率</td> <td>0.2</td> <td>0.25</td> <td>0.30</td> <td>0.35</td> <td>0.4</td> </tr> </table> <p>事業面積 350 m<sup>2</sup>未満</p> <p>地上部緑化対象面積×地上部緑化率</p> <p>地上部緑化率</p> <table border="1"> <tr> <td>事業面積 建蔽率<sup>*2</sup></td> <td>150 m<sup>2</sup>未満</td> <td>150 m<sup>2</sup>以上 250 m<sup>2</sup>未満</td> <td>250 m<sup>2</sup>以上 350 m<sup>2</sup>未満</td> </tr> <tr> <td>80%以上</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>60%以上 80%未満</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>0.02</td> <td>0.03</td> <td>0.04</td> </tr> </table> <p>※2 緩和措置（角地緩和、防火地域の耐火建築物等）を受けている場合は緩和後の率とする</p>	事業面積	700 m <sup>2</sup> 未満	700 m <sup>2</sup> 以上 850 m <sup>2</sup> 未満	850 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 5000 m <sup>2</sup> 未満	5000 m <sup>2</sup> 以上	緑化率	0.2	0.25	0.30	0.35	0.4	事業面積 建蔽率 <sup>*2</sup>	150 m <sup>2</sup> 未満	150 m <sup>2</sup> 以上 250 m <sup>2</sup> 未満	250 m <sup>2</sup> 以上 350 m <sup>2</sup> 未満	80%以上	0.01	0.01	0.02	60%以上 80%未満	0.01	0.02	0.03	60%未満	0.02	0.03	0.04	<p>A式：地上部緑化対象面積×(1-控除率)×0.1</p> <p>B式：地上部緑化対象面積×(1-控除率)×(1-建ぺい率<sup>*</sup>)×地上部緑化率</p> <p>C式：地上部緑化対象面積×(1-控除率)×0.2</p> <p>D式：地上部緑化対象面積×(1-控除率)×(1-建蔽率)×0.5</p> <p>※緩和措置（角地緩和、防火地域の耐火建築物等）を受けている場合は緩和後の率とする</p> <p>必要緑化面積算出式適用一覧表</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">建築行為の種別</th> <th colspan="2">大規模適用事業(1)及び(3)に該当しない場合</th> <th colspan="2">大規模適用事業(1)及び(3)に該当する場合</th> </tr> <tr> <td>建ぺい率</td> <td>100%</td> <td>100%未満</td> <td>60%以上</td> <td>60%未満</td> </tr> <tr> <td>算出式</td> <td>A式</td> <td>B式</td> <td>C式</td> <td>D式</td> </tr> </table> <p>控除率適用一覧表</p> <table border="1"> <tr> <th>建物の用途</th> <th>専用住宅</th> <th>共同住宅</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>控除率</td> <td>0</td> <td>0.2</td> <td>0.15</td> </tr> </table> <p>地上部緑化率</p> <table border="1"> <tr> <td>事業面積</td> <td>550 m<sup>2</sup>未満</td> <td>550 m<sup>2</sup>以上 700 m<sup>2</sup>未満</td> <td>700 m<sup>2</sup>以上 850 m<sup>2</sup>未満</td> <td>850 m<sup>2</sup>以上 1000 m<sup>2</sup>未満</td> <td>1000 m<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>緑化率</td> <td>0.25</td> <td>0.32</td> <td>0.38</td> <td>0.44</td> <td>0.5</td> </tr> </table>	建築行為の種別	大規模適用事業(1)及び(3)に該当しない場合		大規模適用事業(1)及び(3)に該当する場合		建ぺい率	100%	100%未満	60%以上	60%未満	算出式	A式	B式	C式	D式	建物の用途	専用住宅	共同住宅	その他	控除率	0	0.2	0.15	事業面積	550 m <sup>2</sup> 未満	550 m <sup>2</sup> 以上 700 m <sup>2</sup> 未満	700 m <sup>2</sup> 以上 850 m <sup>2</sup> 未満	850 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上	緑化率	0.25	0.32	0.38	0.44	0.5
事業面積	700 m <sup>2</sup> 未満	700 m <sup>2</sup> 以上 850 m <sup>2</sup> 未満	850 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上 5000 m <sup>2</sup> 未満	5000 m <sup>2</sup> 以上																																																											
緑化率	0.2	0.25	0.30	0.35	0.4																																																											
事業面積 建蔽率 <sup>*2</sup>	150 m <sup>2</sup> 未満	150 m <sup>2</sup> 以上 250 m <sup>2</sup> 未満	250 m <sup>2</sup> 以上 350 m <sup>2</sup> 未満																																																													
80%以上	0.01	0.01	0.02																																																													
60%以上 80%未満	0.01	0.02	0.03																																																													
60%未満	0.02	0.03	0.04																																																													
建築行為の種別	大規模適用事業(1)及び(3)に該当しない場合		大規模適用事業(1)及び(3)に該当する場合																																																													
	建ぺい率	100%	100%未満	60%以上	60%未満																																																											
算出式	A式	B式	C式	D式																																																												
建物の用途	専用住宅	共同住宅	その他																																																													
控除率	0	0.2	0.15																																																													
事業面積	550 m <sup>2</sup> 未満	550 m <sup>2</sup> 以上 700 m <sup>2</sup> 未満	700 m <sup>2</sup> 以上 850 m <sup>2</sup> 未満	850 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 以上																																																											
緑化率	0.25	0.32	0.38	0.44	0.5																																																											

**改正のポイント**

(2) 必要緑化面積の算出式一つにまとめ、緑化率の見直しをします

(3) 緑化に関する用語について

改正後		改正前		
用語	定義・条件	用語	定義・条件	
緑被地	樹木若しくは樹木と地被類で構成された植込地	植込地	地表面の植栽地	
緑被面積	樹高に応じて、その樹木の枝振りの大きさに換算した面積	緑被面積	樹高に応じて、その樹木の枝振りの大きさに換算した面積	
樹木	高木	植栽時の樹高が 3.0m より大きい樹木	大高木	植栽時の樹高が 4.0m 以上の樹木
	小高木	植栽時の樹高が 2.5m 以上 3.0m 以下 かつ成木時 3.0m 以上の樹木	高木	植栽時の樹高が 3.0m 以上 4.0m 未満の樹木
	中木	植栽時の樹高が 1.0m 以上 2.5m 未満の樹木	中木	植栽時の樹高が 1.0m 以上 3.0m 未満の樹木
	低木	植栽時の樹高が 0.3m 以上の樹木	低木	植栽時の樹高が 0.3m 以上の樹木
地被類	芝 多年生草本 木本性つる植物など	・ 永続性があること ・ 樹木と一体的に植栽されていること	芝 多年生草本 木本性つる 植物など	・ 永続性があること
	一年生草本	以下の条件を全て満たすこと ・ 他の植込地と一体的に整備されていること ・ 維持管理の体制が担保されている花壇・市民農園等であること		
	コケ類	修景目的での一部使用に限り算入可能（和風の修景など）		

**改正のポイント**

(3) 樹木の成長を考慮して樹木の定義を一部変更します  
緑の多様性が発揮される緑化を推進するために地被類  
として緑化面積へ算入できる対象を拡大します

(4) 地上部における緑化面積の算入方法について

改正後						改正前						
事業面積	区分	構成要素		算入方法	条件	計算式	建ぺい率	区分	構成要素	算入方法	計算式	
350 m <sup>2</sup> 以上	緑被地	樹木		実面積	適切な密度で植栽されていること	三斜法やCAD求積により実面積を算出	建ぺい率 100%	樹冠緑被	大高木	緑被面積	(樹高×0.7) × 3 ÷ 4 (小数第一位四捨五入)	
		樹木及び地被類							高木		3 m <sup>2</sup> /本	
			中木	1 m <sup>2</sup> /本								
			低木	0.4 m <sup>2</sup> /株								
	生けがき	新植 既存生けがき		緑被面積	生け垣の幅が0.6m未満	0.6×延長	建ぺい率 100%未満	植込地	樹木又は 地被類	実面積	三斜法やCAD求積により実面積を算出	
		保存生けがき 保存生けがきと同等な既存生けがき		実面積	生け垣の幅が0.6m以上	生けがきの幅×延長						
			実面積	①、②どちらかに該当 ① 区の保存生けがきに指定済み ② 既存生けがきで、区が指定する保存生けがきと同等なもの	生けがきの幅×延長×1.5							
	樹林 竹林	保存樹林等 既存樹林		実面積	①、②のどちらかに該当 ① 区の保存樹木・保存竹林に指定済みである ② 既存樹林・竹林で区が指定する保存樹林・保存竹林と同等なもの	実面積×1.5	全て	公開空地	自 主 管 理 歩 道 (幅員2m以上)	大高木	緑被面積	(樹高×0.7) <sup>2</sup> × 3 ÷ 4 (小数第一位四捨五入)
		保存竹林等 既存竹林								高木		3 m <sup>2</sup> /本
			低木	0.4 m <sup>2</sup> /株								
水面		実面積	植栽地と一体的に整備されていること		実面積	公開空地			総合設計制度による公開空地 特定街区制度による公開空地 板橋区大規模建築物指導要綱による緑地広場	実面積		
歴史施設			植栽地と一体的に整備されていること		実面積							
公開空地	総合設計制度による公開空地 特定街区制度による公開空地 板橋区大規模建築物指導要綱による緑地広場		実面積	① 道路、公共施設に隣接し、公開空地が500 m <sup>2</sup> 以上であること ② 広場面積の20%以上緑化すること ③ 地域に貢献する施設整備・緑化を実施すること	実面積							
全て	単 独 木	高 木	保存樹木 保存樹木と同等な既存樹木	緑被面積	(樹高×1/2) <sup>2</sup> × 3.14 (小数第一位四捨五入)	公開空地	総合設計制度による公開空地 特定街区制度による公開空地 板橋区大規模建築物指導要綱による緑地広場	実面積				
			新植 既存樹木		(樹高×0.7×1/2) <sup>2</sup> × 3.14 (小数第一位四捨五入)							
350 m <sup>2</sup> 未満	単 独 木	高 木	小高木	緑被面積	3 m <sup>2</sup> /本							
			中木		1 m <sup>2</sup> /本							
			低木		0.4 m <sup>2</sup> /本							

改正のポイント

- (4) 単独木の緑被面積を緑化面積として算入することができます  
植栽地と一体となった水面、歴史施設を緑化面積として算入することができます

(5) 地上部の植栽本数基準について

改正後	改正前
事業面積 350 m <sup>2</sup> 以上 地上部植栽本数基準面積※ 10 m <sup>2</sup> あたり小高木 1 本、中木 2 本、低木 10 株（小数第一位四捨五入） ※地上部植栽本数基準面積：地上部必要緑化面積から一定の緑化が担保された空間を控除したもの	地上部植込地 8 m <sup>2</sup> あたり高木 1 本、中木 4 本、低木 20 株（小数点以下切り上げ）
事業面積 350 m <sup>2</sup> 未満 規定なし	

**改正のポイント**

(5) 樹木の将来の成長を見据え緑の多様性が発揮される緑化を推進するために基準植栽本数を変更します

(6) 接道部緑化基準について

改正後	改正前																																																	
表「接道部緑化基準」に掲げる施設等の区分に応じ、同表に掲げる値を接道部の長さに乗じて得た長さ以上の接道部について緑化を行わなければならない。	接道部緑化基準なし 敷地と道路が接する部分から 5 メートルまでの範囲内に設けられる植込地は実面積の 1.5 倍を緑化面積として算入することができる																																																	
<b>接道部緑化基準</b>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業面積</th> <th>350 m<sup>2</sup>以上</th> <th>500 m<sup>2</sup>以上</th> <th>1000 m<sup>2</sup>以上</th> <th>3000 m<sup>2</sup>以上</th> <th>10000 m<sup>2</sup>以上</th> <th>30000 m<sup>2</sup>以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設等</td> <td>500 m<sup>2</sup>未満</td> <td>1000 m<sup>2</sup>未満</td> <td>3000 m<sup>2</sup>未満</td> <td>1000 m<sup>2</sup>未満</td> <td>30000 m<sup>2</sup>未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅、宿泊施設</td> <td>4/10</td> <td>5/10</td> <td>6/10</td> <td colspan="2">7/10</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>屋外運動競技施設、屋外娯楽施設 墓地、廃棄物処理施設</td> <td>6/10</td> <td colspan="3">7/10</td> <td colspan="2">8/10</td> </tr> <tr> <td>工場、店舗、事務所、駐車場 資材置場、作業場</td> <td>2/10</td> <td>3/10</td> <td>5/10</td> <td>6/10</td> <td colspan="2">7/10</td> </tr> <tr> <td>庁舎、学校、医療施設 福祉施設、集会施設</td> <td>5/10</td> <td>6/10</td> <td colspan="3">7/10</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>上記以外の施設</td> <td>2/10</td> <td>3/10</td> <td colspan="2">6/10</td> <td colspan="2">7/10</td> </tr> </tbody> </table>	事業面積	350 m <sup>2</sup> 以上	500 m <sup>2</sup> 以上	1000 m <sup>2</sup> 以上	3000 m <sup>2</sup> 以上	10000 m <sup>2</sup> 以上	30000 m <sup>2</sup> 以上	施設等	500 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 未満	30000 m <sup>2</sup> 未満		住宅、宿泊施設	4/10	5/10	6/10	7/10		8/10	屋外運動競技施設、屋外娯楽施設 墓地、廃棄物処理施設	6/10	7/10			8/10		工場、店舗、事務所、駐車場 資材置場、作業場	2/10	3/10	5/10	6/10	7/10		庁舎、学校、医療施設 福祉施設、集会施設	5/10	6/10	7/10			8/10	上記以外の施設	2/10	3/10	6/10		7/10		
事業面積	350 m <sup>2</sup> 以上	500 m <sup>2</sup> 以上	1000 m <sup>2</sup> 以上	3000 m <sup>2</sup> 以上	10000 m <sup>2</sup> 以上	30000 m <sup>2</sup> 以上																																												
施設等	500 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 未満	3000 m <sup>2</sup> 未満	1000 m <sup>2</sup> 未満	30000 m <sup>2</sup> 未満																																													
住宅、宿泊施設	4/10	5/10	6/10	7/10		8/10																																												
屋外運動競技施設、屋外娯楽施設 墓地、廃棄物処理施設	6/10	7/10			8/10																																													
工場、店舗、事務所、駐車場 資材置場、作業場	2/10	3/10	5/10	6/10	7/10																																													
庁舎、学校、医療施設 福祉施設、集会施設	5/10	6/10	7/10			8/10																																												
上記以外の施設	2/10	3/10	6/10		7/10																																													

**改正のポイント**

(6) 目に見える緑化を推進するために接道部緑化基準を新設します

(7) 建築物上の緑化について

改正後	改正前
<p>① 屋上緑化について (事業面積 350 m<sup>2</sup>以上)</p> <p>屋上緑化対象面積×0.2</p> <p>維持管理の体制が担保された花壇、市民農園は緑化面積に算入することができる</p> <p>自動灌水設備等により安全な維持管理が担保されている場合は転落防止柵の外側への緑化を認める</p>	<p>① 屋上緑化について</p> <p>屋上緑化対象面積×0.2</p> <p>転落防止柵の内側への緑化を認める</p>
<p>② 壁面緑化について (事業面積 350 m<sup>2</sup>以上)</p> <p>植栽基盤から高さ 3m 以内の範囲で、補助資材で覆われた壁面緑化面積を算入することができる。</p>	<p>② 壁面緑化について</p> <p>規定なし</p>
<p>③ 緑化面積の振替について (事業面積 350 m<sup>2</sup>以上)</p> <p>地上部の必要緑化面積の 3 割まで屋上部又は壁面へ振り替えることができる</p> <p>屋上部の必要緑化面積を地上部又は壁面へ振り替えることができる</p>	<p>③ 緑化面積の振替について</p> <p>地上部の必要緑化面積の 3 割まで屋上部へ振り替えることができる</p> <p>屋上部の必要緑化面積を地上部へ振り替えることができる</p>

**改正のポイント**

- (7) 維持管理の体制が担保された花壇、市民農園を屋上緑化面積へ算入することができます
- 壁面緑化を緑化面積へ算入することができます

(8) 樹木の保存に関する規定

改正後	改正前
<p>植栽本数基準において樹木形状の換算を認める。</p> <p>保存樹木又は樹高 6 m 以上、かつ樹勢が良好である既存樹木を保存する場合は樹高を直径とした樹冠投影面積を緑化面積に算入することができる。</p> <p>保存生垣若しくはこれと同等な既存生垣については長さに幅を乗じた面積×1.5 を緑化面積に算入することができる。</p> <p>保存樹林・保存竹林若しくはこれらと同等な既存樹林等を保存した場合は保存した面積×1.5 倍を緑化面積に算入することができる。</p> <p>既存の緑地と歴史資源の一体的な保全を行う場合は一体的な空間を緑化面積に算入することができる。</p>	<p>植栽本数基準において樹木形状の換算を認める。</p>

**改正のポイント**

- (8) 保存樹木や良好な既存樹木等に対して面積算定上の優遇措置を設けます

(9) 緑化の完了について

改正後	改正前
提出書類	提出書類
緑化完了届、完了写真、植栽竣工図 維持管理計画書（事業面積 350 m <sup>2</sup> 以上）の提出	緑化完了届、完了写真、植栽竣工図
完了検査	完了検査
緑化完了届出書の提出を受け、みどりと公園課の担当者が現地確認による完了検査を行う。 （事業面積 350 m <sup>2</sup> 未満の届出は写真確認）	緑化完了届出書の提出を受け、みどりと公園課の担当者が現地確認による完了検査を行う。

**改正のポイント**

**(9) 維持管理計画書を導入し樹木の成長を考慮した植栽計画を推進します**

(10) 緑化計画における注意事項

「緑化計画の手引き」にて植栽を行う上で注意すべき事項を記載する。

改正後	改正前
<p><b>緑地の保存</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の緑は、現状のまま保存するか、移植を行う等、できるだけ残すこと</li> <li>・保存樹木、保存生けがき、保存樹林、保存竹林は、東京都板橋区緑化の推進に関する条例第7条で指定されているため、これらは現状のまま保存すること。</li> <li>・既存の緑をやむを得ず伐採する場合は、緑化計画の中で既存樹と同じ樹種を植栽する等将来に向けての回復を検討すること。</li> <li>・伐採した樹木を再資源化施設に持ち込む等、リサイクルを図ること。</li> </ul>	<p>既存樹木の緑の保存</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築行為等を行う土地の既存の緑は、現状のまま保存するか、移植を行う等できるだけ残すこと</li> <li>・特に条例7条に基づいて指定されている保存樹木、保存生けがき、保存樹林、保存竹林及びこれらの指定基準に該当する樹木は現状のまま保存すること</li> <li>・既存の樹木をやむを得ず伐採する場合は、緑化計画の中で既存樹と同じ樹種を植栽する等将来に向けての回復を検討すること</li> <li>・伐採した樹木を再資源化施設に持ち込む等リサイクルを図ること</li> </ul>
<p><b>地上部緑化の基本</b></p> <p>① 樹木の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園や緑道に隣接している場合は、公園や緑道の緑との調和や連続性を意識した緑化を行うこと</li> <li>・道路から見える場所に、ごみ置き場、自転車・バイク置き場、自動車駐車場、キュービクル（設備機器）等がある場合は、目隠しとなる緑化（生垣等）を行うこと</li> <li>・隣地境界付近の植栽は、越境枝等によりトラブルの原因にならないように注意すること</li> <li>・都市計画課都市景観係の「みどりのヒント集」も参考に、景観形成に配慮した緑化を計画すること</li> </ul> <p>② 樹種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な樹種を取り入れ、花や葉の色の濃淡、紅葉・黄葉などにより季節感や自然の美しさを感じられる緑化に努めること。</li> <li>・高さの異なる樹木や、曲線的なフォルムの樹木と樹形の整った樹木を組み合わせることで、変化やメリハリ</li> </ul>	<p>緑化の基本</p> <p>① 樹木の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・枝の生長を想定して間隔をあけること</li> <li>・主管理歩道の高木の間隔は6mを標準とし、車両出入口付近は低木を中心に植栽し見通しを確保すること</li> <li>・隣地境界付近の植栽は、越境枝等により、トラブルの原因にならないように注意すること</li> </ul> <p>② 植栽基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低木が良好に生育するためには、幅50cm以上の土壌が必要である</li> <li>・植込地の土壌が加湿、ガラ、やせ地等により樹木の生育に不適切な場合は、客土や土壌改良が必要である</li> </ul> <p>③ 樹種について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植込地の配置や樹種の選定にあたっては都市計画課都市景観係の「みどりのヒント集」を参考にすること</li> <li>・道路から見える場所に駐車場や駐輪場、ごみ置き場等を設置する場合、目隠しとなる緑化（生け垣等）が</li> </ul>



<p>のある緑化に努めること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ず年間をとおして日当たりが良好ではない場所に樹木を植える場合は、耐陰性の高い植物（カクレミノ、アオキ、ヤツデ、カンチク、シャガなど）を完成形に近い樹形で植栽すること</li> <li>・植込地の環境（日当たり等）や植物の持つ機能（防火機能等）、生長後の大きさ（高さや枝張り）、維持管理を想定した樹種を選定すること。</li> <li>・道路沿いの植栽は、見通しの確保や、車・歩行者の通行に支障をきたさないような樹種を選定しましょう。</li> <li>・ツバキ、サザンカ、チャノキなどのツバキ科の植物を植栽する場合は、チャドクガ（虫の体毛や抜け殻等によって肌がかぶれる）が発生する可能性がある配慮すること。</li> </ul>	<p>望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主管理歩道に植栽をする場合は、見通しの確保や、車や歩行者の通行に支障をきたさないような樹種の選定をすること</li> </ul>
<p>屋上緑化の基本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の生長や土壌の含水も考慮した上で、建築物の許容荷重を超えないよう十分注意して設計すること。</li> <li>・植栽基盤は、樹木等を維持・育成する植栽土壌等、排水層・保水層、構造物への根の侵入を防ぐ防根層、防水層によって構成すること。</li> <li>・地被類を植栽する場合は、地被類に覆われた部分が概ね半分以上を占め、かつ均一に散らばるように植栽すること。</li> <li>・樹木を植栽する場合は、植栽基盤厚に適した形状寸法の樹木を選ぶこと。</li> <li>・風の影響が大きな場合は、高木単独の植栽を避けること</li> <li>・高木を植栽する場合は、防風のための生垣やルーバーを設け、支柱や根鉢の支持材を設置するなどの十分な風倒防止対策をとること。</li> <li>・土壌の乾燥と飛散を防ぐため、マルチング材（地被植物、バーク、不織布、砂利など）で覆うこと</li> <li>・植物の良好な生育のために、水栓や自動灌水装置、雨水貯留設備等の灌水設備を設置すること</li> </ul>	<p>屋上緑化の基本</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 荷重 樹木の生長や土壌の含水も考慮した上で、建築物の許容荷重を超えないよう十分注意して設計すること</li> <li>② 屋上植栽基盤 標準的な構造について記載</li> <li>③ 植栽       <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）植栽密度 地被類を植栽する場合は、地被類に覆われた部分が概ね半分以上を占め、且つ均一に散らばるように植えること 樹木を植栽する場合は、枝の生長を想定して間隔を開けること</li> <li>（イ）防風 高木を植える場合は、周囲に生垣を配置する等風の影響を和らげる工夫をすること</li> <li>（ウ）乾燥を防ぐ 土壌が露出している部分は、マルチングにより乾燥と飛散を防ぐこと 雨水が基本だが、水栓や自動灌水装置、雨水貯留設備の設置等できるだけ湯水に備えること</li> </ul> </li> </ol>
<p>壁面緑化の基本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面緑化の種類（工法）に応じた土壌を選ぶこと</li> <li>・植物を選ぶ際には、果実や果汁の落下や飛散による事故や汚れの発生、落葉の管理や落葉による景観への影響について検討し、設置場所や利用形態に応じた適切な種類を選ぶこと</li> <li>・植栽する植物の生長限界を検討し、補助資材の設置高さを設定すること</li> </ul>	
<p>緑のネットワーク形成への配慮</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 崖線の緑地の保全       <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に、崖線及び崖線に連続する緑がある場合は、これらの緑を極力保全するとともに、これらの緑との連続性に配慮した緑化に努めること</li> <li>・社寺などの歴史的・文化的資源周辺では、歴史的・文化的資源周辺の緑との調和・連続性を意識した緑化を行うこと</li> <li>・樹種を選ぶ際は、武蔵野台地の雑木林にあう樹種、崖線沿いの樹林地等に生息する野鳥の食餌木である実のなる木の活用に配慮すること</li> </ul> </li> <li>② 石神井川沿いにおける景観形成       <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内を代表する桜の名所となっている石神井川沿いの樹木との連続性に配慮し、敷地内の緑化を図り、特に公共空間に向けた緑の配置に努めること</li> </ul> </li> </ol>	



- ・石神井川沿いの樹木との連続性に配慮し、屋上や壁面の緑化を図ること
- ・大規模な敷地においては、できる限り石神井川に向けて緑を配置すること
- ・公開空地等のオープンスペースが、区民の憩いの場となるよう、植栽、ベンチ等の設置等による工夫を図るよう配慮すること
- ・小規模な敷地では、石神井川沿いに生垣や、シンボルツリーを設けるよう努めること
- ・樹種を選ぶ際は、石神井川の川辺・水辺に合う樹木の植栽に努めましょう。

### ③ 生物多様性への配慮

- ・生物多様性に配慮した植栽の推進や、在来の動物の生息空間のネットワーク化を図る観点から、在来種（植栽を行う地域に自然分布している植物）の活用を努めましょう。また、鳥や昆虫類の餌や産卵場所となる植物の活用にも努めること
- ・栽培品種（園芸品種を含む）や、侵略的でない外来種（地域の生態系に悪影響を与える恐れがないと考えられる植物）は、土地の用途や防災等、植栽の目的に応じて適切に活用すること
- ・本来の自然分布では板橋区周辺に生育しない植物や、在来種ではあるものの繁茂して生態系に悪影響を与えるおそれのある植物を利用する場合は、種子で広がる植物は種子ができる前に刈り取る、茎や根で広がる植物は定期的に刈り込むなど、その植物が周りに広がらない配慮をすることが望ましい
- ・特定外来生物、要注意外来生物に該当する植物は、生物多様性保全の観点から、植栽を行わないように注意すること
- ・それぞれに該当する種の詳細については、東京都環境局「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考にすること

## 改正のポイント

- (10) 緑のネットワーク形成を誘導するために、配慮すべき事項を「緑化計画の手引き」の中で明記します